

令和5年11月7日

関係各位

始良市長 湯元 敏浩

回答書

始良市子ども館一時預かり保育事業業務委託プロポーザルに係る参加表明に関する質問書について、次のとおり回答します。

番号	質問事項	回答
1	備品について 殺菌乾燥保管庫の準備はしてもらえるか?	一時預かり専用として、市で準備する備品は、備品一覧表で示した通りです。哺乳瓶等については、薬品もしくは加熱による消毒を想定しており、殺菌乾燥保管庫の設置は予定しておりません。
2	備品について 保育用玩具一式というのは何があるか? 空の広場用の玩具も準備する予定か?	保育用玩具は、ブロックやままごとセット、積み木などの知育玩具を主として考えています。 「そらのひろば」は、子ども館スペースとなりますので、一時預かりでは使用しません。
3	備品について 「幼児机」「幼児椅子」「幼児椅子肘寄せ付き」は、サイズ(幼児用と乳児用)が用意されているか?	机・椅子は、成長段階に応じて使用できるよう準備をしています。
4	備品について おむつ交換マットは、保育者がどういう姿勢で交換をするものを想定しているか?(理想は立ち姿勢と座り姿勢でする2種類ほしい)	おむつ交換マットは、床の上に置いて使用する物を予定しています。(参考: マスセット「やわらかおむつ交換マット」50065、ジャクエツ「スイートベビーおむつ取り換え台」HGE0100)

5	<p>【共用設備に関して】 インターネット回線は、Wi-Fi での整備を考えているか?</p>	インターネット回線は、Wi-Fi での整備を考えています。
6	<p>【予約システムに関して】 予約システムは始良市で準備をされますか? また予約者の管理はどのようにできるか?</p>	予約システムは、受託者で準備していただき、予約者の管理も受託者で行っていただきます。
7	<p>【保育をする場所に関して】 子ども館のスペースで遊ばせることは可能か?</p>	一時預かりの利用者は、一時預かり室内でお預かりを行います。
8	<p>【投棄に関して】 投棄依頼があった時にどのように扱えばいいか?</p>	投棄の管理は、一時預かり中には行いません。
9	<p>【実施要項に関して】 子ども館職員との連携とは具体的にどのような連携になりますか?</p>	<p>合同での避難訓練等の事業の実施、共有部分の維持・管理などを想定しています。</p> <p>詳細は、受託者決定後に協議を進めます。</p>
10	<p>【実施要項に関して】 賠償保険責任保険料は利用料と別途徴収可能か?</p>	<p>保険料について、利用者へ別途負担を求めることはできません。</p> <p>事業の経費として算定ください。</p>
11	<p>【運営方針に関して】 運営方針の職員体制計画の中に示されている、事務補助は一時預かり事業の事務も補助してくれるか?</p>	<p>運営方針で示している事務補助は、子ども館の事務を担当します。</p> <p>一時預かり事業に関する事務及びその費用については、委託業務の中に含まれます。</p>
12	<p>【名称の件】 子ども館一時保育室について、受託者が名称を付けることは可能なのか。</p>	一時保育室の名称を受託者がつけることはできません。

13	<p>【利用料の件】 利用料は、他の事業（病児保育・放課後児童健全育成事業など）と同様に、受託者の収入にならないのか。</p>	<p>利用料は、市の歳入として取り扱いますので、受託者の収入にはなりません。</p>
14	<p>【利用料の件】 利用料について、仕様書には、利用料金や割引が記載されていないと思うが、どこに記載されているのか。</p>	<p>利用料金については、別で示した運営方針に掲載しています。 利用料の減免等については、検討中です。</p>
15	<p>【利用（保育）時間の件】 利用時間が9時から19時までになっているが、19時を過ぎた場合の対応はどうすればいいのか。（延長料金や利用者対応など）</p>	<p>やむを得ない事情等により、保護者のお迎えが遅れるなどした場合の延長料金の徴収や利用者対応については、受託者と協議の上決定したいと考えます。</p>
16	<p>【利用（保育）時間の件】 1日の利用時間について、他県の子ども館一時保育室みたいに時間制限をしないのか。（1日2時間など）</p>	<p>1日の利用時間に制限は設けていません。 運営方針の中で、利用回数を原則週2回までとしています。</p>
17	<p>【予約システムの件】 予約システムの導入について、IT導入補助金等は使用できないのか。</p>	<p>予約システムの導入については、補助金の想定はしていません。 システムの設置、利用については委託業務の中に含まれます。</p>
18	<p>【利用規約について】 受託者で利用規約を作成してもいいのか。 （初回登録にするか、年度登録にするかなど）</p>	<p>利用規約案については、受託者で作成いただきますが、契約の締結前に市と受託者双方で協議の上決定していきたいと考えています。</p>

19	<p>【事故等の対応】 万が一事故等が発生した場合の為に、迅速な対応がとれるよう、嘱託医契約を結んでもいいのか。</p>	嘱託医契約について、市で制限をするものではありません。
20	<p>【職員休憩室について】 職員休憩室は、別途用意されているか。</p>	子ども館職員と共同使用になりますが、職員休憩室を準備しています。

【事務局】

始良市役所 保健福祉部 子どもみらい課
TEL : 0995-66-3248 FAX:0995-65-6964
E-mail : Jifuku@city.aira.lg.jp

※本件に関する再質問の受け付けは行いません。
また、電話等での個別の回答もいたしません。